

## 廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務仕様書

### 1 業務名

廿日市市立保育園における保育業務支援システム導入業務

### 2 業務の目的

本業務は、廿日市市立保育園（以下「保育園」という。）への保育業務支援システムの導入により、保育園利用者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減を図ることで、保育業務の効率的な環境を構築することを目的とする。

### 3 業務内容

- (1) クラウドでの利用環境の提供
- (2) 廿日市市専有サーバーによるシステム構築作業
- (3) 各種操作マニュアルの作成
- (4) 操作研修会の実施
- (5) 運用及び保守の実施

### 4 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

稼働日 令和4年3月下旬

### 5 納品場所

発注者が指定する施設及び受注者が利用するデータセンター

### 6 対象施設

令和3年度（令和4年3月）に導入予定の施設概要等については以下のとおりとする。  
なお、導入効果を検証し、将来的に14の公立園へ本システムの運用を拡大する予定

施設名	園児数	システム 利用職員	タブレット 台数（※）	パソコン 台数（※）	QRコード リーダー台数
宮内保育園	200人	14人	1台	1台	2台
友和保育園	80人	8人	1台	1台	2台
深江保育園	170人	13人	1台	1台	2台
廿日市市役所	—	8人	—	1台	—

（※）廿日市市が事前に調達

### 7 システム要件

- (1) 公立園への導入実績があるパッケージシステムを基本とすること。
- (2) クラウドサービスで提案すること（発注者の庁舎内等にサーバ機器は設置しない）。
- (3) システムやデータは国内データセンターにおける廿日市市専有サーバーで管理し、情報漏洩や改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策を取ること。
- (4) 保育園及び市役所（本市こども課）で利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。
- (5) 本システムを動作させるために必要なソフトウェア等があれば記載すること。
- (6) 本システムで利用するネットワーク環境（通信費等を含む。）や利用者端末、プリンターは発注者が別途調達し、利用者端末の初期設定は調達先の事業者が実施する。
- (7) 上記（6）において本市が別途調達する機器を除いて、登降園管理に使用するQRコードリーダーなど、システム構築及び運用保守に必要な機器等がある場合は提案することとし、その機器費用は全て見積に含めること。  
なお、QRコードリーダーは各園2台所有（内1台を使用）するものとする。
- (8) 以下の動作環境で正常に動作するシステムであること。

**【端末】**

OS : windows10

CPU : intel Core i5          メモリ : 8GB

ブラウザ : Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge

- (9) 利用者端末の設定変更が必要な場合、設定内容を詳細に記載すること。
- (10) 利用端末数や職員数が増加した場合のライセンス体系について、必要となる費用を含めて記載すること。
- (11) 将来の対象施設拡大に柔軟に対応できること。

## 8 機能要件

本システムに要求する機能要件は、別紙「保育業務支援システム機能調査票（様式7）」を参照にすること

## 9 セキュリティ要件

- (1) 保護者が利用する機能は、会員登録済のユーザー以外は利用不可とし、会員であっても、所属する園で取り扱っている情報及び自身の子どもの情報以外の閲覧、利用ができないようにすること。
- (2) 本システムを管理するデータセンターは、JDCC（日本データセンター協会）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるTier3相当の要件を満たすこと。

## 10 バックアップ要件

- (1) 管理するデータが消失しないよう、サーバのバックアップを1日1回以上のバックアップを取得し、7世代以上保持すること。
- (2) 取得したバックアップは、稼働中のシステム及びデータを同時に破損しないよう、別の媒体にて管理するなどの対応を講じること。
- (3) 障害発生時は発注者の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。また、復元は園毎に実施できることが望ましい。
- (4) サーバーにおける業務データは、10年分を利用できること。また、将来的に利用施設数が増えても同様とすること。

#### 11 データ移行要件

- (1) 本市が保有する園児情報、保護者情報、職員情報等を効率的にシステムに一括取り込みができる仕組みを提供すること。取り込みを想定している情報については、「取り込みデータ項目」のとおり。
- (2) システムへの一括取り込みは、Excel または CSV 形式のデータに対応すること。
- (3) システム構築時は、発注者が提供するデータを受注者がシステムに登録すること。

##### 取り込みデータ項目

園基本情報	園名、住所、所在地
職員情報	氏名、氏名かな、性別、生年月日、役職
園児情報	氏名、氏名かな、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、保護者氏名、保護者続柄、緊急連絡先、支給認定区分、保育必要量、入園日、退園日

#### 12 操作研修要件

- (1) システム利用者（各保育園の保育士や本事業の担当課職員）に対する操作研修を行うこと。
- (2) 研修は、システムに精通した講師が現地に訪問して行うこと。（新型コロナウイルス対策により、オンライン研修に変更する可能性がある）
- (3) システム導入時に、少なくともシステム利用者向け研修を2回、システム管理者向け研修を1回実施すること。
- (4) 研修は、マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。

#### 13 保守・サポート要件

- (1) 本システムは、少なくとも月曜日から日曜日の午前6時30分から午後10時までは利用できること。ただし、システム保守等のため上記期間内に運用停止時間が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。
- (2) 本システムのアクセスログを保存し、有事の際には報告、アクセスログの開示を発注

者に対して行うこと。

- (3) 職員向けのヘルプデスクを設置すること。なお、ヘルプデスクの設置場所を記載すること。
- (4) ヘルプデスクは固定電話・携帯電話からの問い合わせを可能とし、専属オペレーターが対応すること。また、電子メール等による問い合わせにも対応することとし、問い合わせ方法を記載すること。
- (5) ヘルプデスクは原則として土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日の午前9時00分から午後5時30分までの受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本市と協議の上、対応すること。
- (6) 電子メール・FAXによる問い合わせは24時間365日受付すること。
- (7) 障害対応窓口を設置すること。初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）の切り分けを実施し、関係者に報告すること。また、復旧に必要となる情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。
- (8) システムの保守は別途費用（出張等）を要求することなく実施すること。ただし、発注者より追加で料金が発生する追加機能の導入を求められた場合には、この限りではない。
- (9) 他の利用団体で不具合が発生した場合や不調が予見される事象を発した場合は、発注者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。
- (10) 利用端末のOSやブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システムが利用可能な状態を維持すること。
- (11) 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。また、このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。

#### 14 納品物

本業務の成果物として、次のものを納入すること。

- (1) 工程表
- (2) 完了時提出書類  
完成届、システム操作マニュアル、管理者用保守・運用マニュアル、ネットワーク概要図、緊急連絡先等の本システムの利用に必要な情報をまとめた資料

#### 15 留意事項

- (1) 元請け・下請け・データセンターのいずれかにおいて、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (2) 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に発注者と連携を図り、

情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。

- (3) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (4) 業務遂行にあたり、個人情報の取扱いについては、廿日市市個人情報保護条例ならびにその他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (5) 本業務にあたって作成した資料及び成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物のうち、従前より受注者又はその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻訳等により発生した二次的著作物の著作権は発注者に譲渡されるものとする。
- (6) ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じる恐れがある場合は、速やかに発注者に報告し、指示に従うものとする。

#### 16 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備していることとする。
- (2) 本仕様書を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

#### 17 導入スケジュール

本業務におけるスケジュール（予定）は以下のとおりとする。正式なスケジュールは契約締結後に協議の上、変更となる場合がある

令和4年2月下旬	契約・打ち合わせ
令和4年3月上旬	システム調整・適合改修
令和4年3月下旬	稼働開始・操作研修